

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成25年10月29日

世田谷区

1 業務の概要

(1) 件名

世田谷区介護保険給付実績管理システム構築・運用業務委託

(2) 目的

介護保険給付実績管理システムの運用が5年以上経過し、更改時期を迎える。これに伴い、行政事務に支障が出ないようにシステムを再構築し、システムの安定運用を図るとともに、今後も増大していく介護保険業務を効率的に遂行する。

(3) 業務内容

介護保険給付実績管理、同給付実績の統計処理に係るシステムを構築する。

(4) 履行期間

システム構築：平成26年3月上旬から平成26年8月31日まで（予定）

システム運用：システム運用開始から5年間（予定）

2 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止または指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 日本情報処理開発協会(JIPDEC)が管理する個人情報取り扱いに関する認定（プライバシーマーク）又は情報セキュリティマネジメントの認証を受けていること。
- (6) 平成20年度以降、東京都特別区又は政令指定都市、中核市から、介護保険システムの構築または運用業務を受託し（再委託による場合を含む。）、履行した実績があること。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

提案書は、以下の内容ごとに採点方式により評価する。

- (1) 提案概要及び構築の考え方に関する事項
- (2) システム機能及び構成に関する事項
- (3) システムの運用及び保守に関する事項
- (4) 実施体制・プロジェクト管理に関する事項
- (5) 構築実績に関する事項
- (6) 見積金額の妥当性

5 手続き等

(1) 担当部課

世田谷区地域福祉部介護保険課管理係 担当 江島

住所 〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区役所第2庁舎1階1番窓口

電話 03-5432-2298 FAX 03-5432-3042

E-mail SEA02061@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間 平成25年10月29日(火)～11月12日(火)

場所 上記(1)に同じ。

方法 希望者に無償配布する。(世田谷区のホームページからダウンロード可)

区HPのトップページ > 暮らしのガイド > 福祉・健康 > 介護保険 > 介護事業者の方向け情報 > 介護事業に関する報告書・事例集等 > 介護保険給付実績管理システム構築・運用プロポーザル関係書類

(3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

期限 平成25年11月12日(火)午後5時まで(必着)

場所 上記(1)に同じ。

方法 持参またはFAXによる。(FAXの場合は、必ず電話で到達確認をすること)

(4) 提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

期間 平成25年12月17日(火)午後5時まで(必着)

場所 上記(1)に同じ。

方法 持参に限る。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の委託業務を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(5) 平成26年度以降の契約については、各年度において当該事業に係る予算配当があること、及び前年度の履行状況が良好であると認められることを契約の条件とする。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5の(1)に同じ。

(7) 区は、本件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

(8) 提出された書類の記載事項に虚偽があることが判明した場合、その提出者は失格とする。

(9) 参加表明書及び提案書の作成・提出などにかかる費用については、世田谷区では一切負担しない。

(10) 本選定過程で提出された資料等は返却しない。

(11) 詳細は提案要求説明書による。